

成田市入札等監視委員会議事概要（令和5年度第1回定例会議）

【日 時】令和5年7月7日（金） 午後2時～4時

【場 所】成田市役所議会棟3階 第三委員会室

【出席委員】枝広委員長、横山委員、大越委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの入札及び契約手続きの運用状況等について、事務局から報告を行った。

大越委員

指名停止業者一覧表の12番の指名停止の理由について、市を相手に訴訟を起こして敗訴したという形になっていますが、市を相手に訴訟をしたから指名停止になったのか、その辺をもう少し詳しくお伺いできればと思います。

事務局

概要としましては、市が当該業者と締結した建設工事請負契約に関し、当該業者が請負代金及び本契約に付随する安全配慮義務に反する債務不履行の2点に基づき、損害賠償請求を起こしましたが、控訴請求が棄却され当該業者の敗訴が確定し、指名停止を行ったものです。

指名停止につきましては、市の指名停止措置要領（以下「要領」）の別表第1第11号に「市発注工事等の契約の履行に関し、裁判において係争中又は判決があったとき。」とありまして、その中の「オ 有資格者が市又は市の執行機関あるいは市職員に対して損害賠償を求める訴えを提起した場合において、原告の敗訴が確定したとき」という要件と、同じ要領の別表第2第11号「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき」という要件を併せて適用した形となります。単に裁判を起こし、敗訴したから指名停止としたわけではなく、「不正又は不誠実な行為」という理由と併せて指名停止を行いました。また今回は、事由として極めて悪質であるということで、要領第4条第4号に基づき、通常の2倍である18カ月の指名停止期間としました。

大越委員

ありがとうございます。単純に訴えを起こして敗訴したから指名停止にしたということになると、「裁判を受ける権利」自体を侵害することにつながりかねないと思い、質問しました。

一方で、敗訴が確定したのが令和4年9月ということですが、それ以降指名停止となるまでの間に当該業者が落札している案件がありますが、落札させたことについて何か問題はないのでしょうか。

事務局

今回の指名停止につきましては、裁判を起こして敗訴したことを理由に指名停止とするケースが全国的にも多くない中で、要領では認められているもの実際に行ってよいのかということに関して、顧問弁護士への相談等も含めて実際の指名停止までかなり時間を要してしまったというのが実情でございます。

一方でルールとしましては、指名停止していない期間については制限することはできないので、当該入札に係る参加資格に問題がない以上、そのまま落札させました。なお当該業者は裁判を起こしたのが今回初めてではなく、以前も最高裁まで争われ市が勝訴した事案もありまして、今までの経緯を含めた中で、こういう対応をさせていただいたのが実情でございます。

大越委員

わかりました。ありがとうございます。

枝広委員

それに関して一つお伺いしたいのですが、この訴訟に係る工事の契約は以前の入札等監視委員会に事例として上がったことはあったでしょうか。

事務局

ありませんでした。

枝広委員

敗訴が確定してから、指名停止までに時間がかかりましたが、なぜこんなに時間がかかったのですか。

事務局

こちらにつきましては、当該業者が市に対して何度か訴えを起こしたり、今回の訴訟に係る工事についても工期内に終わらなかったりと、様々な経緯がある中で、指名停止は行うべきという考えはもともとあったのですが、やはり他の自治体では見られないケースなので、実際に指名停止した場合に、逆に訴えられるリスクを考慮しまして、何度も顧問弁護士への相談を行いながら、市としての判断を慎重に下す必要があったためにこれだけ時間がかかってしまったということになります。また、指名停止期間につきましても、要領に「市長が定める期間」とあるのみで、実際のところどの程度の期間が適当なのかというところも判断に迷ったところであり、それも時間がかかってしまった一因となります。

枝広委員長

裁判の敗訴から指名停止まで5カ月かかっているのです、上告する意思があったのかとも思いましたが、そうではなく、指名停止の決定をするのに時間がかかったととらえればいいですか。

事務局

はい。

横山委員

関連して、この指名停止に対して、取消を求める訴訟は特になされていないのでしょうか。

事務局

指名停止後につきましては、業者のほうからは特に何の動きもないです。

枝広委員長

当該業者に関しては後の事例の中にも出てきますので、その際に色々補足していただきたいと思います。

資料8（令和4年度下半期建設工事入札不調案件一覧）で質問があります。不調案件が減ってきて、非常に良好な入札が行われているものと推察しますが、2番目の「水道事業緊急遮断弁修繕」について、1回目、2回目と不調になり、3回目で予定価格を下げて落札したことになっていますが、この辺の経緯と、事業名に“緊急”とありながら落札まで半年以上かかった理由はわかりますか。

事務局

1回目の入札は、1社から応札がありましたが、本件は水道施設工事として発注したにも関わらず、当該業者の配置予定技術者が水道施設工事の有資格者でなかったことから失格となり、不調となりました。直ちに2回目の入札を行いました。今度は入札者自体がいませんでした。これについては業者にヒアリングを行ったところ、その時点で配置予定技術者に適切な人間がいなかったため、ということでした。3回目の入札については、年度が変わりましたので、予定価格の見直しのため、3社から見積もりを取得し、一番金額が低い金額の見積もりを基に予定価格を設定して入札を行ったところ、前年度よりも低い金額ではありましたが、落札に至ったという経緯になります。

枝広委員長

わかりました。通常こういう場合には、修繕の内容を変えたり、期間を変えたりといった操作によって金額が高くなることの方が多いわけですが、当初から300万円近く安い金額で落札に至ったということは業者にとっては利益等が減ったということになりますから、何があったのだろうと思ったのですが、技術者が不適切であったということですね。修繕そのものは“緊急”ということですから、即座にやらなくてはならないような印象を持ったのですが、市民に対する支障はなかったのか、ご説明いただければと思います。

事務局

修繕の内容については、変更はなかったと報告を受けています。また、半年程度遅れたことで何か支障があったのかということについても聞いておりません。特に問題なく、対応できております。

枝広委員長

わかりました。

(2) 選定事例の審議について

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に選定した10件の事例について、次の通り審議を行った。

事例1 保健福祉館植栽管理委託（令和5年度）

〔一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

今回、事業担当課として健康増進課にお越しいただきましたが、道路管理課、公園緑地課、観光プロモーション課でも緑地管理・道路清掃をやっております。偶然かどうかわかりませんが、すべての案件で一般競争入札をし、いずれも入札の参加業者数が15社前後ありながら、すべて同一業者が抽選で選ばれております。これはものすごい確率なので、不自然で、恣意的なものを感じざるを得ないと思って選定させていただきました。同一業者に選定されたことが適切であったかどうか、この業者でなくてはならない理由があったのかどうか、確認したいのですが、いかがでしょうか。

事務局

抽選となったのは、入札金額が同額であったことによるものです。市では予定価格と最低制限価格を入札公告で事前に公表しておりまして、最低制限価格は予定価格の70%に設定しておりますが、各社の入札金額が最低制限価格に集中しており、結果として多くの業者による抽選という形になりました。なお本案件は、毎年入札を実施していますが、毎年落札業者が異なることから、その面でも適切な入札が行われていると認識しております。また同じ時期に、同様の業務について本件を含め全部で38件の開札を行っておりますが、抽選で様々な業者が落札業者となっていることから、抽選による偶然の結果であると認識しております。

枝広委員長

今のお話だと偶然ということですが、偶然が過ぎないでしょうか。同じような業者が応札して全て同じ結果だったというのは本当に偶然でしょうか。

担当課

参考として、当課の植栽委託における設計額の設定については、前年度の落札業者と、もう1社の2社からの見積もりを取得し、低いほうの金額で設定させていただいております。そのあたりの設計方法については適正であったと認識しております。

枝広委員長

設計については適切であったと思いますが、私が一番気にしているのは抽選が行われていて、その抽選が果たして本当に公正に行われていたかどうかという点です。

事務局

結論としましては、公正に行われております。抽選につきましては、電子くじを使っている、業者も市も関知できないような仕組みとなっております。簡単に説明しますと、入札参加者の入力した3桁の「くじ番号」と入札書到着時間のミリ秒数を足して、くじ参加者数で割り算し、余りの数と入札書到着順位の一致した入札参加者を落札者とするもので、恣意的にコントロールすることが難しく、確かに確率としてはかなりの数字になりますが、あくまで偶然と考えております。

枝広委員長

そうおっしゃるだろうと思っておりましたが、数字的には不自然としか思えません。ちょっと考えにくいと思いますので、本当に何もなかったのか、抽選の方法が適切であったのかについては、もう一度市の方でご検討いただきたいと思っております。

事務局

電子入札のシステムにつきましては、成田市だけではなく、千葉県全体で同じシステムを使っておりまして、そういう意味においても不正は行われにくいですし、システム上のトラブルがあればこちらにも情報が届くことになっておりますので、問題はなかったと考えております。

枝広委員長

そう期待したいところですが、稀有な例だと思われるので、本当に公正であったのか、よくお考えいただきたいところです。疑わしき面があるのでご意見申し上げたわけで、こういうことは滅多なことでは起きないと思っておりますので、よろしく再検討していただければと思います。

大越委員

以前台風か何かの災害が発生して、緊急で道路修繕の入札をやることになった時に、落札できるのは1業者につき2件までといった制限をかけて行ったことがあったかと思っております。そういう形は自由競争には反するかもしれませんが、業者決定の経緯について、本件のように疑いを持たれること自体あまりよろしくないと思っておりますので、意見として、そういう入札の方法もあるのではという事を申し上げます。

事務局

先ほどお話しそびれてしまいましたが、本案件については、1業者につき落札できるのは2件までといった制限を設けさせていただいております。

枝広委員長

過去にも同様の事例を紹介いただいたことがあります。そうしたことも必要な対策だろうと思っております。

[以上で事例1の審議を終了]

事例2 水道事業配水本管耐震化工事（並木町2工区）

〔一般競争入札（総合評価）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

当初事務局から送られてきた資料では契約年月日が工事期間中になっていたため、変だなと思っていたところ、事務局から訂正の連絡がありました。事務局にお伺いしたいのですが、こうした表記が他にも30数件ありました。工事期間中に契約されたというのは何か再契約があったのかと思ったのですが、その辺の事情についてご説明いただきたいと思います。

事務局

契約年月日については、本来は当初の契約をした日が入るべきでしたが、こちらで抽出の操作を誤ったため、変更契約を行った日が入ってしまい、あたかも工期の途中に契約をしたような表記になってしまったというのが実情です。

枝広委員長

変更契約というのは工事の追加や、工事の変更があったという事ですか。金額の変更があったことも考えられますが、何の変更があったのか、その辺の経緯をおっしゃっていただけますか。

担当課

本件につきましては、令和4年10月24日に契約し、当初は令和5年3月17日に完了する予定でしたが、道路管理者との協議に思いのほか時間がかかり、当初の工期内に工事が完了しないことが判明したので、工期の延長をいたしました。その工期の延長を行った日付が資料に記載されている令和5年3月10日になっています。

枝広委員長

工期の延長という事で、金額には影響ないという事ですか。

担当課

金額も同時に変更しております。

枝広委員長

他にも同じような理由だと考えてよろしいですか。

事務局

案件によって異なりますが、金額か工期、又はその両方、そのどちらかが行われた日付という事で間違いないです。

枝広委員長

今後こういう場合は、備考欄か何かで示していただかないと、なぜそういう変更があったのかわからないので、できればそうしていただきたいと思います。

質問を変えますが、総合評価方式の入札をするか否かの基準を教えてください。

事務局

工種によって異なりますが、主なものとしましては、土木一式工事が予定価格3500万円以上、建築一式工事が予定価格7000万円以上、電気工事及び管工事が予

定価格1億5000万円以上となっております。

枝広委員長

わかりました。参考事例No.1の水道事業配水管耐震化工事（成東橋）は土木一式工事のため、総合評価をする、しないの基準は予定価格が3500万円以上かどうかという事ですか。

事務局

はい。

枝広委員長

参考事例No.2の水道事業配水管耐震化工事（寺台）（ゼロ市債）は管工事で、予定価格が1億5000万円に満たなかったため、総合評価をしなかったという事でしょうか。

事務局

はい。

枝広委員長

参考事例のNo.1とNo.2は同じ配水管耐震化工事で、No.1は土木一式工事、No.2は管工事となっておりますが、なぜNo.2は管工事になったのか、同じような工事をしながら片方は土木工事で片方は管工事という、その区分けはどこにあるのでしょうか。

担当課

これまで参考事例No.2については、事例2と同様に土木一式工事で発注していましたが、不調が続いたため、内部で調整した結果、管工事に変えて入札を行ったところ、落札に至ったものです。以前、別の場所でも同じような案件があったのですが、こちらでも管工事に変えて入札を行ったところ、落札できたため、同じ手法で行った次第です。

枝広委員長

理由はわかりました。もう一つお伺いしたいのが、参考事例のNo.1は総合評価方式の入札をされていますが、本来、競争が原則であるにも関わらず、1社しか応札がなく、当該業者が予定価格の100%の金額で落札しています。この案件では、当該業者の総合評価における技術評価点は満点の20点となっています。

一方で、事例4の総合評価方式の入札においては、当該業者を含め2社が参加していますが、こちらでは当該業者の技術評価点は8.9点とかなり低く、推測になりますが、総合評価の本来の目的又は機能を果たしていないのではないかという疑問を持っています。応札が2社あれば相対評価で、1社だけの応札だと全部満点になるのですか。これはあり方としては問題がある気がします。本来は、個々の評価項目ごとに採点するかと思いますが、1社だけの応札の場合そうした要素が一切勘案されずに満点になってしまうので、適切で公正な入札の観点から疑問を持たざるを得ませんが、いかがでしょうか。

事務局

ご指摘の通り、1社しか応札がない場合、全体的な評価が低くても技術評価点は満点となってしまう、制度として問題はあると思いますが、現状として、入札自体は有効な形となりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

枝広委員長

これは検討課題としていただく方がよいかと思います。総合評価において、満点がつくこと自体疑問を生じざるを得ません。悪い方向に考えた場合、他の業者に入札に参加しないよう調整を行った可能性も否定できませんので、公正な入札の観点から、今後総合評価方式の入札を行う際は評価が適切に行われているか、お考えいただいた方がよいと思います。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備工事（コース築造工事）

[一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

先ほどの事例で総合評価の基準を教えてくださいました。本件は金額が非常に大きな案件ですが、本件の工種である造園工事に関しては、金額が大きくても総合評価の対象とならないのでしょうか。

事務局

先ほど説明を省いてしまいましたが、造園工事につきましては、予定価格1億5000万円以上が総合評価方式の入札の対象となります。

大越委員

そうすると、予定価格が3億5000万円なので、総合評価の対象になるかと思いますが、資料では通常の一般競争入札で行われたとあります。総合評価はされなかったのですか。

事務局

本工事はパークゴルフ場のコース築造という専門性の高い特殊な工事であり、地域要件を県外業者まで広げて行いました。成田市の総合評価方式の入札は「特別簡易型」を採用し、市内業者向けに実施しており、評価項目もそのようなものとなっています。従いまして、本工事においては対象としませんでした。

大越委員

わかりました。ありがとうございます。

枝広委員長

確認したいのですが、パークゴルフ場の整備についてはこのコース築造工事をもってすべて終了という事でしょうか。

担当課

今回発注したパークゴルフ場築造工事につきましては、主に土木施設の工事を発注しておりまして、今後これに関連する機械設備や電気設備の工事を発注します。

枝広委員長

関連として取り上げた東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設新築工事（機械設備工事）や東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設新築工事（電気設備工事）とは別の工事ですか。

担当課

そちらにつきましては、並行して整備している複合施設の建物に係る機械設備及び電気設備の工事となります。

枝広委員長

もう一つ参考にお聞きしますが、パークゴルフ場の設計は複合施設の設計を行った会社とは別の会社が行ったのですか。

担当課

別の設計会社になります。

枝広委員長

わかりました。ありがとうございます。

横山委員

一つ前の説明でよくわからなかったのですが、工事の特殊性から県外業者まで求めて、総合評価は行わなかったという事ですが、逆に言えば一般競争入札では価格だけが基準となるため、かえっておっしゃった目的が達成しにくいのではないかと思います。特別簡易型の総合評価の場合、市内業者向けの評価基準だという事で今回の事例には当てはまらないという事かもしれませんが、事業が特殊だからという事で、その特殊性を資格要件以外で担保できる方法は他にないのでしょうか。

事務局

先ほどの回答でも少しお話ししたのですが、特別簡易型という形は、事業者から技術提案を求めるようなものではなく、単純に市内の地域貢献などが大きく評価される場所があり、市外の業者にとっては不利な形になってしまうため、あえて総合評価は取らなかった形になります。

横山委員

そこは理解できるのですが、その結果、価格だけが問題になる入札の仕方では、目的にそぐわないといいますか、本末転倒になってしまうのではないかと思います。要するに今回の件で、受注者の施工能力についてどのように担保されているのでしょうか。

事務局

施工能力につきましては、過去の実績の評価から判断させていただいております。

大越委員

意見になりますが、県外業者まで広げたことによって総合評価方式が採用できない

という事であれば、横山委員がおっしゃったように金額で、数字だけで決まったということになってしまいますので、入札した業者の能力を担保する方法として過去の実績はもちろん必要だとは思いますが、過去の実績はあくまで実績で、具体的にどういう風に施工したとか、どれだけの能力を持っているかとかはわからないと思いますので、プロポーザル方式のような提案式の形を検討されてもよろしいのではないかと思います。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 急傾斜地崩壊対策工事（一坪田2）

[一般競争入札（総合評価方式）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

今回総合評価においてどのような評価をされたのかということが知りたかったのですが、入札調書を拝見しまして、価格評価点以外の技術評価点について、結論部分はわかりましたが、評価の詳細について教えていただければと思います。

また、入札に参加した2社は同規模の会社ではないかと思われませんが、評価の点数でここまで差がついている理由についても教えてください。

事務局

技術評価点の評価項目としましては、企業及び配置技術者の実績や、優良工事の表彰実績、工事成績の平均点といった技術力の評価をする項目と、災害活動の実績や、市内在住の若者、女性、高齢者の雇用といった地域貢献度を評価する項目がございます。

点数に差がついた理由ですが、落札業者が過去の工事成績や、災害活動の実績で高い点を取ったことによるものです。

横山委員

逆にもう1社の評価は相対的に低い評価となっていますが、評価の内容はどのようになっていますか。当該業者は先ほど裁判の話もありましたが、本件の事業に関して、本件の評価に関して教えてください。

事務局

こちらにつきましては、会社の個別の内容になりますので、この場での回答は控えさせていただきますと思います。

横山委員

わかりました。結構です。

大越委員

事例2の参考事例No.1の調書にも当該業者の名前がありますが、そちらと比較した場合、価格以外の評価点数が2点足りませんが、総合評価の根本的な仕組みとして、

評価としては同一のものとして考えればいいのか、それとも案件ごとに評価して出されているのか、どちらなのか教えてください。

事務局

評価項目自体は変わりませんが、過去の施工実績や、技術者の配置などは案件によって変わってきますので、案件ごとに点数は変わります。

枝広委員長

これは以前も問題にしましたし、今日も問題となっておりますが、総合評価を採用した場合の評価の具体的な内容について、資料の上では数字でしかわかりません。以前は技術評価点の一覧表が出て、誰が何点つけたか、そういうのを見させていただいた覚えがあります。今後、終わったらその場で回収するという前提で構いませんので、評価の内容を印刷して委員へ配っていただくことはできないでしょうか。

事務局

この会議はあくまでも公開を前提としているため、発言の中で各社の状況が分かってしまうというのは問題がありますので、この場以外の形で、情報提供をするのは問題ないと思います。

枝広委員長

横山委員も数値の中身を具体的に知りたいとおっしゃいましたが、それは今公にできないという回答でしたが、入札の適切さや、今後どういうやり方をしていけばいいかを考えたときに、詳細がわからないとそれ以上進展がありませんので、できればご検討いただきたいと思います。以前は公にしてきたものが、情報管理の関係で現在は非公表とされていますが、せめてこういう選定された事例については、点数の詳細については委員の方へ見せていただいて、それが適正であるのかどうかということを判断できるような資料にさせていただければ、という希望を申し上げます。

横山委員

数字だけ見ると、恣意的な評価と言われかねないところもあるかと思っておりますので、それに対して市側がきちんと反論できるようにしておかなければいけないと思います。場合によっては当該会社から訴訟を起こされる可能性もありますので、それに耐えうるような形で評価していったほうが良いかと思っております。

枝広委員長

技術的なこととお伺いしたいのですが、仕様書を見ると、呼び強度が 18 ニュートンと低いコンクリートを使っていますがそれを採用した理由と、繊維を混入されていますが、何を何パーセント混ぜているのですか。

担当課

今回、コンクリートブロック積み擁壁と長繊維の 2 種類の工法を採用しています。呼び強度については、主にコンクリートブロック積みの胴込めと裏込めのコンクリートのため、呼び強度 18 ニュートンを採用しております。長繊維では、ポリプロピレンを主材とした繊維を使用しており、砂とセメントと混合することで法面を保護して

おります。配合については、砂 1 立米に対して、ポリプロピレンを 3 キロ使用しており、セメントは 15 キロ使用しています。

枝広委員長

呼び強度が 18 ニュートンというのは最低の強度で、最近は滅多にない強度ですが、成田市ではこの種の工事ではすべて呼び強度が 18 ニュートンのコンクリートを使用しているのですか。それと、その配合では崩壊に効かないのではないのですか。

担当課

コンクリートブロック積みの胴込めと裏込めのコンクリートについては、県の積算基準において呼び強度 18 ニュートン以上と定められており、最低で安価であるため、採用しております。長繊維は金網を全面的に貼って、表面崩落を防ぐというのですが、あまり急な斜面には使えません。

枝広委員長

写真などがないと詳細は分かりませんが、おおよそはわかりました。私のイメージとは違っていました。

[以上で事例 4 の審議を終了]

事例 5 根木名川・取香川ふるさと川づくり草刈委託（令和 5 年度）

[一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

先ほど事例 1 で、まったく同じような入札状況の案件がありました。入札調書を拝見したところ、結局入札金額においては最低制限価格である予定価格の 70% で集中して、最終的には抽選ということになっています。他の類似の草刈業務委託についても、軒並み 15～6 社が応札して同じような抽選という状況になっています。あえてここで言うとしたら、もともと入札制度というものは、入札価格によって競争原理が働いて適切な業者が決まるというのですが、特に草刈業務に関してはほとんど抽選になっていて、そうすると入札をやっている意味がほとんど無いような状況になっています。その辺は市として問題意識をお持ちでしょうか。入札によらざるを得ないのかもしれませんが、申し上げたようにそもそも制度の趣旨である価格競争が全く働かず、事実上草刈業務は抽選でやるものだというような状況になっていると思います。

事務局

現在、最低制限価格が予定価格の 70% となっている経緯としましては、市内の業界団体より業務の質と労働環境の確保をする観点から引き上げを、といった要望があったものに対応したもので、平成 30 年 4 月 1 日以降のものを対象に、従来の 60% から 70% に引き上げたものでございます。千葉県は 80%、近隣の自治体も 70% が多い状況です。現状では価格競争が働いていないので、最低制限価格を下げるとい

う考え方もありますが、建設事業者に対しては、「新・担い手三法」によって働き方改革を進めているような状況でもありますので、最低制限価格を引き下げて競争をさせることには問題があるため、現状のまま推移を見守る形になるものと考えております。

横山委員

意見になりますが、あまり極端に下げてしまうと、当然そのしわ寄せは実際の労働者の方に行ってしまうと思いますので、経済的に不合理な水準まで下げる必要はないと思っております。事例1の繰り返しになってしまいますが、抽選でやるのは仕方ないことですが、偶然性が担保され、特定業者に偏るようなことがないように注視していただきたいところです。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 街路樹年間管理業務委託（令和5年度）

[随意契約（プロポーザル）]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

プロポーザルの審査結果を拝見しましたが、落札金額が予定価格とあまりにもかけ離れていて、半額以下のものもあります。そもそも予定価格はどう決めているのかを教えてください。

担当課

予定価格に関しては、県の積算基準に基づいて積算しております。落札金額が低いということに関しては、推察にはなりますが、前年度まではこの事業は一般競争入札で業者を決定しておりました。今回、初めて簡易プロポーザルという形での業者選定を行ったことに対して、落札への不安感から金額を下げたのではないかと推察しております。

大越委員

今回の入札金額はかなり低い金額となっておりますが、業者としてはそれでも利益が出ると見込んで入札をしていると思われれます。赤字になるような事業には手を出しませんので。そうすると、県の積算基準がそもそも実情に即していないのではないのでしょうか。本件を通常の一般競争入札として実施した場合、おそらく予定価格の70%で落札になると思われれますが、業者としてはその金額より低い金額でも採算がとれると判断したからこそ、今回の結果に至ったのではないかとすると、予算執行の観点から、県の積算基準が果たして妥当なものなのかをご検討いただいたほうがよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

担当課

本件では、最低制限価格を設定していません。県の積算基準が果たして妥当なのか

という懸念はありますが、街路樹管理は、基本的に人件費が多くを占めており、業者としても利益を見込んだ金額で入札しているとは思いますが、落札するためにギリギリまで金額を落としたものと考えております。県の積算基準が妥当かどうかについては、あくまでも妥当なものとして考えております。

大越委員

わかりました。落札金額があまりにも予定価格からかけ離れているため、業者としてはコストカットをしないと利益が大きくなりませんので、業者がお金をかけないで、簡単に済ませてしまおうと考えたと、業務の品質に影響が出てしまいますので、ちゃんと業務を実施しているかどうか、そのあたりをしっかりと担保していただくことを希望します。

枝広委員長

簡易プロポーザルを行った結果に対する評価はどういう風に考えてらっしゃいますか。

担当課

評価については、金額に対しての評価が100点、実際の提案に対しての評価が100点、合計200点満点で採点をさせていただきました。今回は簡易プロポーザルということで書類のみの審査になりますが、書類の中では、契約の中の業務だけにとどまらず、それ以上に街路樹を会社としてより良いものにしていきたいという意見が出ております。その中で実際に行っているものとしましては、管理する木のパトロールを行い、育成状況から危険であると判断した場合は伐採するというものがあります。通常の入札では、仕様書に書かれている業務だけで済ませてしまうところですが、プロポーザルを行った結果、業者が街路樹をより良くして行きたいという気持ちを持って、それ以上の取り組みを行っているのが見受けられます。

枝広委員長

結果に対する評価については、その内容を今後同様の業務を実施するときの評価項目に盛り込んでいただけたらよいのではという事を意見として申し上げます。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 成田市市営住宅草刈委託（冬季）

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

今回草刈や植栽が4件目になりますが、いずれも競争入札が基本だと思います。なぜこの案件は特命随契というやり方をやっているのかということで質問させていただきました。今のご説明にありました通り、地方自治法の施行令に基づくということで、結局のところこれはシルバー人材センターという特別法に基づく団体に対して福

祉的な配慮から優遇している、そういう理解でよろしいでしょうか。

担当課

その通りです。

横山委員

ほかにも草刈業務はあると思いますが、当該事業をこの特命随契の対象とした理由は何かありますか。他の草刈業務についてもやってよいのではという気もしますが、なぜ当該事業について特命随契にしたのでしょうか。

担当課

草刈とは異なりますが、市営住宅ではほかに植栽の管理委託がございます。そちらにつきましても高木の処理があることからシルバー人材センターに断られた経緯がございます。そちらにつきましても一般競争入札において発注をしているところでございます。

横山委員

シルバー人材センターの高齢者にも仕事の中身がやりやすいということでしょうか。

担当課

その通りです。

横山委員

わかりました。ありがとうございます。

枝広委員長

こういう草刈業務については、以前からシルバー人材センターを使うケースがほとんどかと思えます。成田市の高齢者の収入源であったり、労務意欲を喚起するためであったりとそのあたりの事情をふまえてお伺いしました。

[以上で事例7の審議を終了]

事例8 機械警備委託（下総みどり学園）（令和4年度から令和9年度）

[一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

枝広委員長

本件及び参考事例No.1～3について、4件とも一般競争入札を行った結果、同一のA社のみのお応札になっています。この4件は従来からA社が受注していたのですか。

担当課

当課の案件につきましては、以前も同じ会社でした。そのほかにつきましては把握しておりません。

枝広委員長

事務局のほうでわかりますか。

事務局

同じ業者が受注する傾向にあります、業者の変更も時々ございます。

枝広委員長

4件すべてA社だけが応札したという意味では、入札というよりも随意契約に近い形になっていますが、これには何か理由があるのでしょうか。他の業者は入り込む余地がないといったことがあるのでしょうか。

事務局

先ほど案件によって業者の交代はあるというお話をさせていただきましたが、今回の案件は、警備員が定期的に施設を訪れる巡回警備の内容が入っています。巡回警備を含む案件につきましては、応札者が少なく、受注者が固定化されている傾向はありと感じております。

枝広委員長

参考事例No.4～7はいずれもA社以外の2社ないし3社が応札しています。これらの業者は本事例及び参考事例No.1～3の4件には参加していませんが、何か理由があるのでしょうか。慣例的にここに任せるといった感じなのでしょうか。

事務局

先ほど巡回警備の話をしていただきましたが、巡回警備が含まれている案件については他の業者が好んで参加しない傾向にあると考えております。

横山委員

警備用機器というのは落札業者が持ち込むのですか。それとも市の財産ですか。

事務局

業者所有の機器になります。

横山委員

そうすると参入に際しては一から用意しなければいけないということですね、わかりました。

枝広委員長

参考事例No.4～7については、競争原理が働いてほしい70%から90%の落札率となっています。本事例及び参考事例No.1～3は一般競争入札と言いながら、すべてA社のみが応札で100%の落札率となっており、競争が生まれていないという現象が起きていますが、公正かつ適切な入札が行われたと判断してよろしいのでしょうか。

事務局

あくまで一般競争入札によって広く参加者を募つての結果でありますので、競争性が働いての結果だと考えております。

枝広委員長

そう言わざるを得ないと思いますが、これは首をかしげざるを得ません。全てで同一業者が予定価格の100%で応札してほぼずっと受注しているというのは、競争で

はなく、当該業者の警備能力を信用した特命随契に形が近いので、果たして一般競争入札と言えるかどうか、疑問符を投げかけざるを得ない案件だと思えます。警備委託業務については、競争原理が働くよう考えていただいた方がよいと思えます。特殊な警備だからこの業者が適切であると能力判定をした上で、予算通りの100%の金額で契約することになった場合は、それはそれで適切だと思いますが、何となく競争しながら、同一業者による落札率100%の案件が集中しているのは疑問が残ります。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 AED（自動体外式除細動器）購入

[一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

同じ業者が同内容の見積競争でも落札者となっていますが、見積競争では予定価格の100%で落札されている一方、本件では落札率が74.28%ということでだいぶ差があります。事業の性質上、購入する物はそんなに変わらないと思いますが、緊急時に使う物なので品質が劣っているようなことがないのか心配になりまして、選定させていただきました。本件で落札率が下がった理由がわかれば教えてください。

担当課

本件と見積競争を比較すると、同じ機種を納入していますが、1セット当たりの予定価格は一致しておりまして、今回の入札の方が購入台数が多かったことから、1セット当たりの単価が安くなったものと推測しております。

大越委員

同じ商品で品質上全く問題ないということですか。

担当課

仕様書で、AED機器本体については法律の承認を受けており、かつ国内で官公庁等に納入実績があるものとしており、開札後に仕様書の内容を満たしていることを確認しておりますので、問題はございません。

大越委員

ありがとうございます。

枝広委員長

参考にお伺いしたいのですが、本件での購入台数は10セットという事ですが、見積競争の方は何セットですか。

事務局

2セットでございます。

枝広委員長

落札金額を購入台数で単純に割り算すると本件は1セット当たり約16万円、見積

競争の方は1セット当たり約24万円で、1セット当たりの価格が相当違いますが、大量に購入すると1セット当たりの価格が安くなるのでしょうか。

事務局

本件は一般競争入札で行っておりますので、見積競争よりも価格競争が働いたのではないかと推測されます。

枝広委員長

その中で一番安い業者が落札したわけですが、こういう開きがあることを考えると、こういう言い方は失礼かもしれませんが、本件担当課で12セットまとめて購入し、管理はそれぞれの課で行うという事をすれば1セット当たり8万円近い節約になりますが、なぜそうしないのでしょうか。発注時期も1週間ぐらいしか違わないにもかかわらずこうした価格差が出てくること自体が不思議な気がします。

また、購入した場合とリースした場合とでは、どちらがお得になりますか。別の課ではリースを選択していますが。

事務局

リースを選択している課もあれば、購入を選択しているところもございます。それぞれで利点があり、リースを選択した場合は、分割払いとなるために導入費用が安く抑えられるほか、消耗品の交換などの保守に係る費用がセットになり、管理がしやすいことが挙げられ、現状リースが選ばれている傾向にあります。一方購入の場合でも、今回の製品のようにメーカー保証が長期間にわたり付与される場合がありますので、リースを選択する場合と購入を選択する場合とで、どちらが有利か検討の上判断しています。

枝広委員長

一番有利な方法でかつ合理的といいますか、総合的に判断しながら決めていただければと思います。

話は戻りますが、購入台数によってここまで価格が違うという事に関して、今後もこのような発注方法を続けていく方針でしょうか。数週間の違いでこれだけ価格の開きが出るのは、規格や仕様が違えば起こり得ることかと思いますが、先ほど同じものだとおっしゃったので、この辺は成田市の中で本来どこか調整機関があってもいいような気がします、そういうのは無理なのですか。

事務局

公会計は、総計予算主義といって款別、つまり課ごとに予算を積み上げておりますので、確かに委員長がおっしゃられる通り一つの課にすべての課のAEDの購入費を計上すればまとめて安く買えるかもしれませんが、公会計においては款ごとに議会の議決を得ておりますので、そうしたことは出来ないと認識しております。

枝広委員長

そうおっしゃられるならぜひ今後はその横の調整をしながらやっていただくのが本来の姿ではないかと私は思いますが、そんなに手間がかかることではないので、ゼ

ひ税金の有効な使い方という意味で申し上げたいと思います。なかなか難しいかと思いますが、できないことはないという事を信じて申し上げたいと思います。

[以上で事例9の審議を終了]

事例10 消火薬剤（メガフォーム F-623T）購入（その2）

[随意契約（見積競争）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

今回見積競争という事で、5社に見積依頼をしたにもかかわらず落札率が100%という事だったので、どういう状況なのかと疑問を持ちましてお尋ねした次第です。見積合わせの結果を拝見しますと、結局5社といっても実際のところは辞退1社、未入札3社で、1社しか見積りが出ていません。このメガフォームという商品は受注生産で作っているような非常にニッチな商品であることを鑑みると、あまり見積競争をする意味自体がないのではないかと思いましたが、今後もこういう形式でやるという事でしょうか。

事務局

選定した5社の内、落札者以外の4社は1社が辞退、3社が未入札で、1社の辞退理由は当該商品の取り扱いがなかったためというものではありませんが、この5社を選んだ経緯といたしましては、過去に納入実績があった会社や、入札参加の実績があった会社から選定しておりますので、必ずしも落札者以外の会社しか取り扱いがないというとはございませんでしたので、競争性は働いたものと考えております。

横山委員

入札すらしないという事ですので、その辺はどのような事情なのか把握されていいますか。

事務局

本件は本来であれば入札を行わなければならない案件ですが、先ほど担当課から説明があった通り、次の火災に備えて早期に購入しなければいけない状況の中で、入札では手続きだけで1ヶ月程度かかってしまうため、見積競争によって短期間で業者を選定した次第です。

横山委員

緊急性については理解していますが、入札が行われないという事で競争原理が全く働かないことになってしまいますよね。

事務局

過去には他の業者が落札したこともございますので、全く競争性がないとは考えておりません。確かにおっしゃる通り、ニッチな商品というのは間違いなく、流通ルート等もある程度決まっているかとは思いますが、他の自治体では他のメーカーのもの

が使用されているところもあり、本件の落札業者しか取り扱いがないというわけでは
ありませんので、今後も競争という形を取っていきたいと考えております。

枝広委員長

件名に「その2」とありますが、「その1」はいつどのように行われたのか、ご説明
ください。

担当課

令和4年の9月に見積競争を実施したところでございます。

枝広委員長

それは全部使い切ったという状況で行われたと解釈すればよろしいですか。

担当課

全部ではなく、使った分を購入させていただいております。

枝広委員長

よくわかりました。ありがとうございます。

[以上で事例10の審議を終了]

枝広委員長

以上を持ちまして、本日の審議については終了させていただきたいと思いますが、
全体を通じて委員の方から何かご意見はございますか。

大越委員

何度か話題に上っている総合評価方式について、先ほど横山委員からお話のありま
した、異なる事例における同一業者の技術評価点の違いについて合点がいきません。
実際に採点表の評価項目を見ても、配置予定技術者についてはともかく、その他の項
目はすべて過去の実績によって点数がつくのに、なぜこんなに差がついているのだろ
うと疑問に思うところがあります。もちろん公開できない情報もあるかとは思いますが、
一方で評価の透明性も重要かと思っておりますので、そのあたりのバランスを考えてい
ただきたいと感じました。

枝広委員長

大越委員の方から、また議論の中で横山委員からもご指摘がありました。本日の
主眼の一つである総合評価方式について、大変重要な入札方式の一つだと思いますが、
色々な技術点やコストの面を総合的に判断しましょうという趣旨からすると、それら
がわからないと我々は何のために見ているのか理解できません。現に同じ業者で技術
評価点がある案件では20点、別の案件では8.9点というのがありました。以前
もこうしたことがありました。総合評価方式というのが大変重要な入札方式の一つで
あるという前提に立てば、今大越委員が言われたように、可能な限りの情報を提示し
ながら、それが公正であったのか、適切であったのかの判断ができるような資料の提
供の方法をお考えいただければと思います。

それから、本日冒頭でありましたが、抽選というものについて、今までは信頼していたわけですが、今回あまりにも逸脱した確率のもとに限定された業者が落札したという事は疑問符を投げかけざるを得ません。やはり客観的に見て公正な入札結果であるという事が判断できるような抽選であったかどうか、厳しく見ていただき、また、抽選方法が本当に正しかったのかどうかについても再吟味していただかないと、どう考えてもあれだけの確率は普通ではあり得ませんので、抽選に関しては、それなりの確認又は審査を望みたいと思います。本来疑問が残れば市長に提案して、その辺を再度審議しなければいけないと思いますが、まずは事務局で取り組んでいただいて、それでもまた発生するようでしたら、今回の件も含めて、今の入札制度そのものをもう一度見直すこともあり得るという事に留めておきたいと思います。

また、もう一つは本日は緑地管理や道路管理といった案件が非常に多かったですが、最低制限価格の適切さが何回も話題になっています。改めて言うほどではないと思いますが、果たして最低制限価格が予定価格の70%であることが適切なのか、色々な自治体の情報収集をしながら、入札をする際の条件の設定をしていただければと思います。

加えて今回初めて簡易型プロポーザルという方式を取られたのは非常にいい評価の仕方であり、落札率にばらつきはありましたが、競争原理が働いていると理解ができました。総合評価もプロポーザルも一つの評価基準として大変重要な設定方法だろうと思いますので、ぜひ多く採用しながら公正を保っていただきたいのと同時に、それについての結果評価を必ず行う事が大事だと思います。新方式を採用しながら、改善を加えていくという努力は見られましたが、その結果はどうだったのかという事について公にすることで、成田市の入札制度そのものの適切さをより発展させていただければと思います。

(3) その他

傍聴者

1名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り決定した。

開催日 令和6年1月26日（金） 午後2時から4時（予定）

以上